

第1章 公認会計士・監査審査会

1. 組織

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、平成15年5月の公認会計士法改正に基づき、平成16年4月に設置された、会長及び9人以内の委員により組織される合議制の行政機関である（P35、37 資料1-1、1-2 参照）。

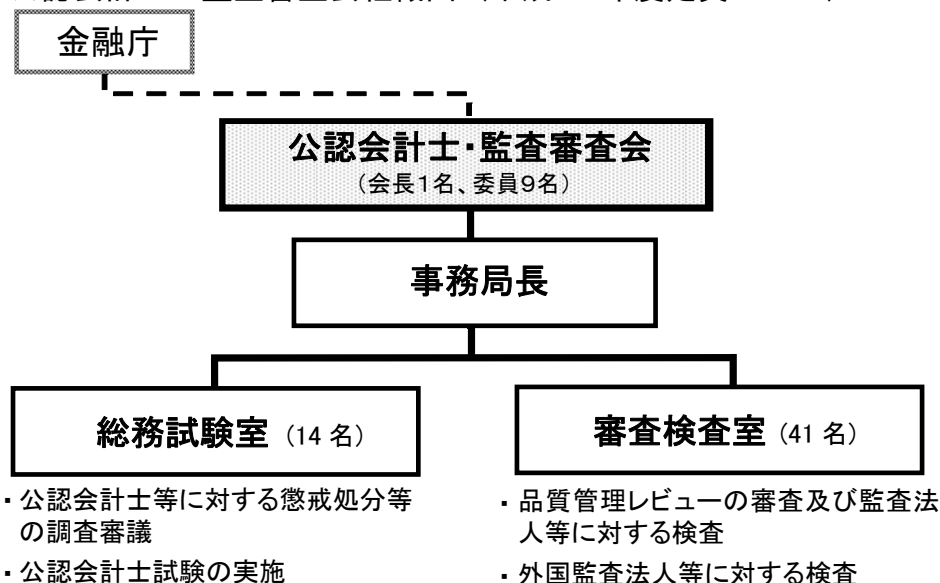
会長及び委員は公認会計士に関する事項について理解と識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命し、独立してその職権を行使することとされている。会長及び委員の任期は3年である（現在の会長及び委員の任期は平成19年4月から平成22年3月まで）。

審査会には、その事務を処理するため事務局が置かれ、公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議及び公認会計士試験の実施を担当する総務試験室と、審査及び検査を行う審査検査室からなっている。発足時の事務局の定員は40名であったが、その後の増員等により平成21年度の事務局の定員は、総務試験室14名及び審査検査室41名の計55名となっている。

（参考）事務局の定員の推移

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
総務試験室	11	12	12	12	12	14
審査検査室 (うち検査官)	29 (22)	29 (22)	31 (24)	35 (28)	39 (31)	41 (33)

《公認会計士・監査審査会組織図（平成21年度定員ベース）》



2. 業務の概要

審査会が行う業務には、大きく分けて審査及び検査、公認会計士試験の実施並びに公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議があり、審査会は、これらの業務を通じ、我が国における監査の信頼性を確保し、その質の向上を図ることにより、我が国資本市場の公正性・透明性の確保に努めている。

なお、審査会は、平成 20 事務年度（平成 20 年 7 月～平成 21 年 6 月）には 23 回開催されている（P38 資料 1－3 参照）。

（１）審査及び検査

① 品質管理レビューの審査及び監査法人等に対する検査

審査会は、公認会計士法に基づき、日本公認会計士協会（以下「協会」という。）から品質管理レビューに関する報告を受けてその内容の審査を行い、必要に応じ検査を実施することとされている（P42、43 資料 1－4、1－5 参照）。

（参考）品質管理レビュー

品質管理レビューは、監査業務の質的水準の維持、向上を図り、監査に対する社会的信頼を維持、確保するため、協会が公認会計士又は監査法人が行う監査の品質管理の状況をレビューし、必要に応じ改善を勧告し、改善状況の報告を受けるものである。協会による自主規制として平成 11 年 4 月から実施されていたが、平成 15 年に成立した改正公認会計士法によって法定化された。

具体的には、原則として 3 年に一度（協会が必要と認めた場合は 2 年に一度）、公認会計士法をはじめとする法令、監査基準等及び協会の会則・規則並びに監査事務所の内部規程等への準拠状況を事後的にレビューしている。

ア 審査

審査会は、協会から品質管理レビューに関する報告を受け、主として、協会の品質管理レビュー制度の運営が適切に行われているか、監査事務所の監査業務が適切に行われているかを確認する。

審査の過程において、必要があると認める場合には、公認会計士法に基づき、協会又は監査事務所に対して報告又は資料の提出を求める。

イ 検査

審査会は、審査の結果、協会の事務の適正な運営を確保するため必要があると認める場合、または、公益又は投資者保護のため必要かつ適当と認める場合には、公認会計士法に基づき、協会、監査事務所、その他監査事務所の業務に関係のある場所（被監査会社等）に対して

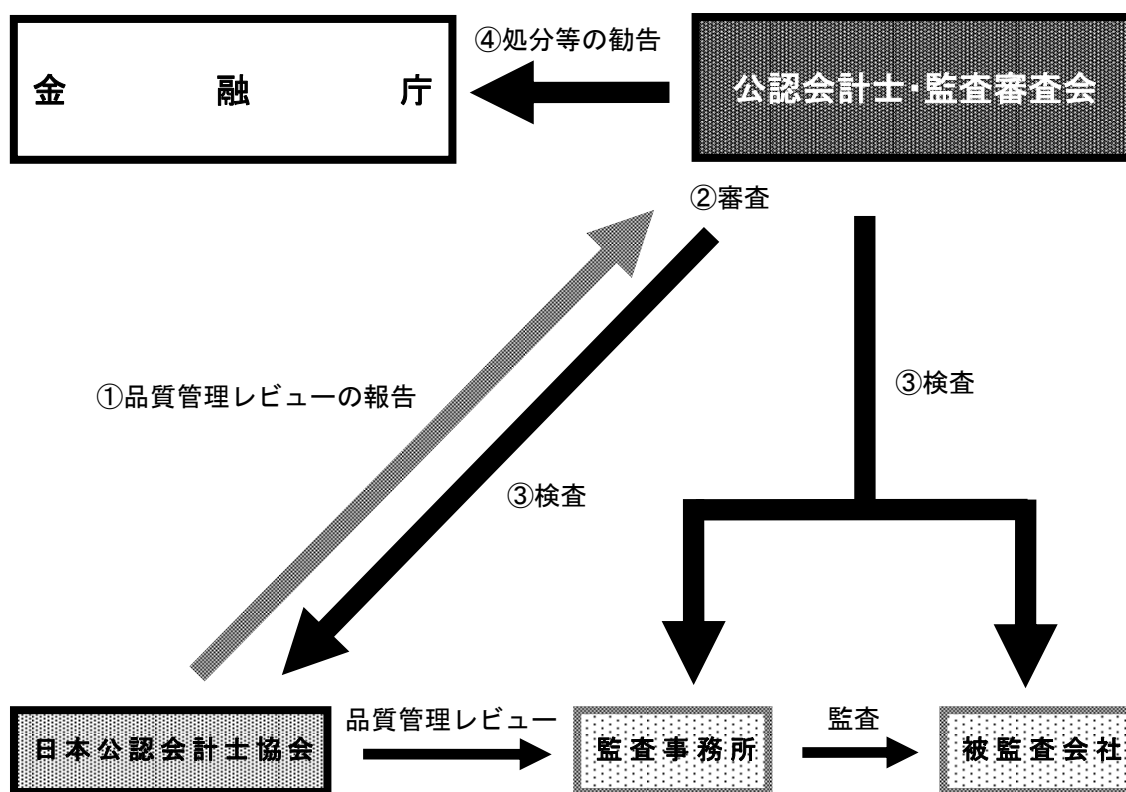
検査を行う。

検査を終了したときは、検査対象先に対して検査結果を通知する。

ウ 金融庁長官に対する勧告

審査会は、審査又は検査の結果、必要があると認める場合には、公認会計士法に基づき、監査事務所の監査業務又は協会の事務の適正な運営を確保するために行うべき行政処分その他の措置について、金融庁長官に勧告する。

《審査及び検査の概要》



② 外国監査法人等に対する検査

平成 20 年 4 月 1 日に施行された改正公認会計士法により、審査会は、我が国に有価証券報告書等を提出する外国会社等の監査証明業務を行う外国監査法人等に対して、公益又は投資者保護のため、必要かつ適当と認める場合に、報告徴収及び立入検査を行うことができることとされた。

(参考) 法令上の根拠

協会の品質管理レビュー並びに審査会の審査及び検査に関する法令上の根

拠は次のとおりである。

(1) 協会の監査業務の運営の状況調査の実施・報告

- | | |
|---------------------|---------------------------|
| ① 監査業務の運営の状況調査の実施 | 公認会計士法第 46 条の 9 の 2 第 1 項 |
| ② 当該状況調査の結果の審査会への報告 | 公認会計士法第 46 条の 9 の 2 第 2 項 |

(2) 報告徴収

- | | |
|------------|---------------------------|
| ① 対協会 | 公認会計士法第 46 条の 12 第 1 項 |
| ② 対監査事務所 | 公認会計士法第 49 条の 3 第 1 項 |
| ③ 対外国監査法人等 | 公認会計士法第 49 条の 3 の 2 第 1 項 |

(3) 検査

- | | |
|------------|---------------------------|
| ① 対協会 | 公認会計士法第 46 条の 12 第 1 項 |
| ② 対監査事務所 | 公認会計士法第 49 条の 3 第 2 項 |
| ③ 対被監査会社等 | 公認会計士法第 49 条の 3 第 2 項 |
| ④ 対外国監査法人等 | 公認会計士法第 49 条の 3 の 2 第 2 項 |

(4) 金融庁長官に対する勧告

公認会計士法第 41 条の 2

上記の公認会計士法の規定による権限は、同法第 49 条の 4 第 2 項及び第 3 項等の規定により、金融庁長官から審査会へ委任されている。ただし、協会、監査事務所等に対する権限は、協会の行う品質管理レビューの報告に関して行われるもの及び業務の運営の状況に関するもの（監査事務所が品質管理レビューを受けていない等の場合）に限られている。

(2) 公認会計士試験の実施

審査会は、公認会計士法に基づき、公認会計士となるのに必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的として、毎年、公認会計士試験を実施している。

合否決定、試験問題の作成事務等は審査会で行っているが、試験監督等の公認会計士試験の実施事務は、全国の財務局等が行っている。

(3) 公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議

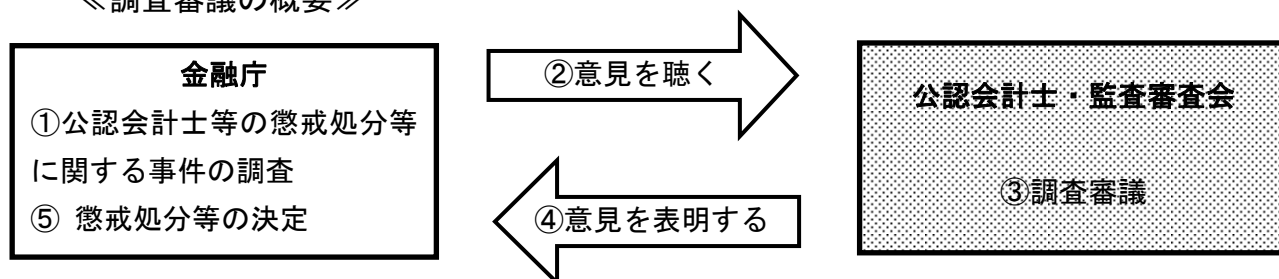
審査会は、金融庁長官から公認会計士、監査法人等の懲戒処分等に関して意見を求められた場合に、調査審議を行っている。具体的には、処分対象とされた事実、それに適用される法令及び量定（処分の重さ）の妥当性について検討を行い、金融庁長官に対して意見を表明している。

(注 1) 「懲戒処分等」は、公認会計士、監査法人等が監査業務において虚偽又は不当な証明を行った場合や、公認会計士等が公認会計士法等に違反した場合又は著しく不当と認められる業務の運営を行った場合等に課される。

(注 2) 懲戒処分等に関する事件の調査（事件関係人等に対する審問又は意見若しくは報告を徴すること、帳簿書類その他の物件の提出を命じること等）は、金融庁長官が行うこととされている。なお、審査会の勧告に基づいて懲戒処分等が課される場合や、監査法人に対する課徴金納付命令については、審査会による

調査審議は不要とされている。

《調査審議の概要》



(4) 諸外国の関係機関との協力

企業活動や投資活動の国際化に伴い、会計・監査の国際化が進んでおり、各国の監査監督機関は、国際的な監査の品質の確保・向上に取り組んでいる。

こうした中、監査市場を巡る環境や監査監督機関の活動等に係る情報共有等を目的として「監査監督機関国際フォーラム (IFIAR)」が設立され、平成 19 年 3 月に第 1 回会合が東京で開催された。その後、平成 20 事務年度においては、平成 20 年 9 月に南アフリカ共和国のケープタウンにおいて第 4 回会合が、平成 21 年 4 月にスイスのバーゼルにおいて第 5 回会合が開催されており、今後とも半年毎に開催される予定である。

このほか、審査会は、各国の監査監督機関等と個別に会合等を実施するなど、国際的な監査の品質の向上に向け、各国当局との協力関係の構築・充実に努めている。